

～消費者のための、消費者契約法改正を目指して～

被害事例
から
考えます

消費者被害をなくすために パブコメを出しましょう！

■ 高齢者の判断力のおとろえにつけ込んで、高額な商品を買わせる被害が深刻です。若者の間では、恋愛感情や先輩・後輩関係などを利用して、不要な契約を結ばされる被害もあります。

■ こうした消費者被害について、今の法律では十分な解決ができません。被害をなくすために、法律の改正が求められています。



今、消費者契約法の改正が審議会で議論されています。

8月に報告書が取りまとめられ、その後、パブリックコメントが募集される見込みです。

* 消費者被害をなくすためには、どのような意見を出せば良いのでしょうか？

一緒に考えましょう！

参加費
無料

日時

2017.9.7 (木) 10:00～12:00

場所

大阪府社会福祉会館
502会議室

内容

1. 事例でナットク！

『消費者契約法の ここを変えよう！』

解説：五條操さん（大阪弁護士会）

2. 質疑・意見交流

パブコメ提出の呼びかけ



主催 消費者支援機構関西(KC's) 全大阪消費者団体連絡会

* お問い合わせ・参加申込みは裏面をご覧ください。

9月7日(木)学習会

「消費者被害をなくすためにパブコメを出しましょう！」

参加申込み書

団体名

	参加者名		参加者名
1		6	
2		7	
3		8	
4		9	
5		10	

(送信先)

全大阪消費者団体連絡会

FAX 06-6941-5699

E-mail o-shoudanren@mb8.seikyou.ne.jp

(お問い合わせ)

全大阪消費者団体連絡会

TEL 06-6941-3745